

平成22年第4回砂川市議会臨時会

平成22年5月24日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
一ノ瀬弘昭議員
飯澤 明彦議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 5月24日 1日間
至 5月24日
- 日程第 3 議案第 1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算

○出席議員（14名）

議長	北谷文夫君	副議長	東英男君
議員	矢野裕司君	議員	武田圭介君
	増田吉章君		飯澤明彦君
	中江清美君		吉浦やす子君
	一ノ瀬弘昭君		尾崎静夫君
	土田政己君		辻 勲君
	小黒 弘君		沢田広志君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	菊谷勝利
砂川市教育委員会委員長	柴田良一
砂川市監査委員	奥山昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	小原幸二
市立病院長	小熊豊
総務部 兼会計管理 部長	角丸誠一
市民部長	井上克也
経済部長	栗井久司
建設部長	西野孝行
建設部技監	金田芳一
建設部審議監	山梨政己
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
総務課長	古木信繁
広報広聴課長	湯浅克己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	四反田孝治
教育次長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局局長	河端一寿
事務局次長	加茂谷和夫
庶務係長	佐々木純人
議事係長	石川早苗

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから平成22年第4回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 北谷文夫君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、一ノ瀬弘昭議員及び飯澤明彦議員を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 北谷文夫君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、5月24日の1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第3、議案第1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算を議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 議案第1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算についてご説明いたします。

今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。今回の補正は債務負担行為の補正で、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正のとおり、予算は歳出内訳のみの補正であります。

第2条は、債務負担行為の変更であります。3ページ、第2表、債務負担行為の補正に記載のとおり、電算システム機器借り上げとして平成22年度から平成27年度までの6カ年で限度額1億3,556万3,000円の設定をしていたものを電算システム機器購入として平成22年度から平成26年度までの5カ年で限度額1億1,996万6,000

0円に変更するものであり、限度額は1,559万7,000円減額となるものであります。

それでは、歳出内訳のご説明をいたします。6ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費1,355万7,000円の補正は、財政調整基金の積み立てにより財源調整を行うものであります。

次に、12目電算管理費で一つ丸、電算管理に要する経費1,355万7,000円の減は、当初総合行政システムの更新に当たり民間リース会社を利用する予定で6カ月分にかかわる機器借り上げ料1,355万7,000円を計上しておりましたが、これよりも有利な条件で調達できる北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業の内定を得たことから、電算システム機器購入費として予算計上することが必要となりましたので、当初予算で計上した機器借り上げ料1,355万7,000円を減額するものであります。なお、北海道市町村備荒資金組合に対して今年度の機器購入費としての支出は発生しないとされていることから、機器購入費としての予算計上は翌年度以降債務負担行為に基づき計上するものであります。

8ページに債務負担行為に関する調書を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) ただいま提案説明を聞いたばかりで、余りまとまって質問できないかもしれないのですけれども、あわせてまずは今回今の説明でいくと有利なという言葉が印象に残っているのですけれども、確かに1,355万7,000円の減、ただこれは6カ月分のリース代が今回発生しないからというような話もあって、そもそも3月議会で出されたものは借り上げだった、つまりリースだった。6カ年のリースだったものが今回は5年間で購入という形をとられるということなのですけれども、これどの辺が実際有利なのかどうか。つまりリースの中には、維持管理や何かのそういう経費も入っていたのか、入っていなかったのか、今回借り上げる場合には一体どうなるのかという点がまずわからない点と、それから6年で借りて払っていきこうとしていたものがこの5年に短くなって、購入してということなのですけれども、これ年数が同じで金額が下がれば下がったなというのはよくわかるのですけれども、これ年数短くなって下がったからといって本当に有利だったのかどうかというのはちょっとわからないところもあるので、その辺もお伺いしたいと思います。

それから、北海道備荒資金というのはそもそもが災害とか、私の知っている限りではそういう緊急のということですか、そういうときには積み立てていた資金を取り崩すというの

か、今ちょっと正確に言葉があれですけれども、そういう資金だというふうに思っていたのですけれども、このように日常的な業務に使う電算システムの機器というようなことでも使えるということをもう少し詳しくご説明をいただければというふうに思います。

そして、なぜ3月でリースだったものが今ここの補正で出てくるのかというのもちょっとわからない。つまり具体的にお伺いすれば、3月時点ではこの備荒資金を借りるとかということができなかつたのかどうかということです。備荒資金の仕組み、それから借りた場合の利息の関係とか、もう少しそれぞれ詳しく説明をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 4点ほど大きくございましたと思いますが、随時ご答弁を申し上げます。

最初の借り上げから購入に変わって、それらに含まれているものとはということでございますが、当初借り上げ料ではシステム機器一式、ハードあるいはソフトも含めてでございますけれども、それらの部分につきましてはハードとソフトと、それから調整とかという作業の部分での費用も含まれているのですけれども、それらの考え方がリースではファイナンスから借りて機器の費用の分についてはそれでリース料で返していくと。購入になりますと、一括買いまして支払いしていくということなのですけれども、それらの中には維持管理費とかというものは全然含まれておりませんので、それは来年以降の保守管理が発生するのですけれども、そちらの中に含まれていくというものであります。

それから、2点目の有利になったのかという部分でございますが、借り上げ料の場合、リース料としまして月1.9%ほどで、年利にいたしますと5.28%ほどがリースの利率になるものであります。これが備荒資金組合になりますと、年間で0.4%ということになります。具体的には、リースの場合ではリース料の総額としては1,664万8,000円、備荒資金組合の利息額でいきますと105万1,000円ということになりますので、機器の購入の上限は変わっておりませんので、利息の分で差し引きいたしますと一千五百何がしが有利になるということでございます。

それから、3点目の備荒資金組合のそういう電算システム等の部分で使えるのかというようなお話でございましたが、基本的には災害に起因する関係で応急措置の事業費だとか、その他災害に伴う費用に充てるためのものでありますけれども、ただこのパソコンやシステム導入についても備荒資金組合の防災資機材譲渡事業というものに含まれておりまして、そういった機器の活用にもできると。昨年度でいけば和寒、岩内、厚真の3町、20年度でいけば上川、恵庭市、厚岸の3市町というところで、いろんな自治体でも活用されてきているところであります。

4点目に、3月でリースだったのが備荒資金組合の借り上げに間に合わなかつたのかと

というようなご質問でございました。備荒資金組合への内定が出たのがことし2月の25日でありました。予算上の編成ではもう既に間に合っておりませんので、無難なほうをとって機器材の導入に当たってはリースでということで、借上げ料で組んでいたところがあります。4月からシステム機器の導入予定業者というものの選定作業にプロポーザル方式で入っております、その中には借上げでの業者もあれば機器購入というところの業者というところもありまして、その業者選定に当たってはいろいろな形態があるものですから、例えば4月の臨時会とかというところにもちょっと間に合っていないというような状況がございました。そのようなことから、大体内定してきましたので、備荒資金組合の内定されている事業を活用したほうが得であるというふうに判断いたしまして、今回臨時会に至ったというものであります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

どちらも維持管理経費は含まれておりません。保守経費については、来年度以降発生するというものでございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 大体有利さというのは単純にわかる話なのですが、普通電算システムを購入する場合というのは一遍に買ってしまおうのではないかなというふうには思うのです。リースというのはわかります。毎年毎年幾らでという契約なのですが、これは備荒資金で全額お金を貸してくれるのですよね、買うためのお金というのは。となったときには、なぜ債務負担行為という形になってくるのかなというのがちょっとわからないのです。分割払いということなのかどうなのかなのですけれども、まずは備荒資金のお金を借りるという仕組みがちょっとまだわかっていないからなのなのですけれども、一遍にまず一回借りてしまって、買ってしまおうのだろうとは思っています。その辺の仕組みをもう少しお話しただければなというふうに思うのですけれども、それから他のまちでは昨年度も備荒資金で活用しているというお話もあったわけですが、あとは備荒資金での内定というのが常々おくれるので、こういう形をここを利用するという場合はとらざるを得なくなるのかなのかという点なのなのですけれども、最初からわかっていたら別にこの臨時議会は必要なかったのではないかなというふうにも思いますし、その辺のところをもう少し詳しくご説明をいただければ、リースのときは6カ年だったのが今回が5カ年の債務負担行為ということも少しは見えてくるのかなというふうにも思いますので、2回目の質問ではその辺のことと、それから備荒資金というのはほかにもこういうふうに借りられるということがあるのかどうか、ちょっとあわせてお伺いできればと思うのですけれども。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 備荒資金組合の資金を借りますと、この仕組みは備荒資金が今システムを市が受託しようとしている業者さんからまず機器を買うという契約になりました、それを市が受け渡し申請をして、譲渡されるという仕組みになっております。ですか

ら、立てかえて買っていただいて、その費用に対して市が債務負担でお金を払っていくという仕組みになっています。システム機器の納入は、システム業者さんから砂川市に入りますけれども、仕組みとしては立てかえていただいて、それに対してという形になります。ですから、借り上げ料の場合も機器等の導入に際しては一度に多額の費用がかかりますので、ファイナンスさんから市がお金を借りて、そちらに払っていく債務負担が当初でありました。そういった部分でちょっと次第がシステム会社と備荒資金組合との間が入りまして、3つの関係の中で成り立っていくという事業であります。

それと、備荒資金組合の資金を使う要件といたしましては、備品購入であることと財産の取得という議決が要するということが要件になっておりますので、今回備荒資金の資金を使うということでありますので、本日臨時会をして機器購入という形にして、次回は6月の定例会予定していますけれども、そこで財産取得の議決という流れで今考えております。

それから、他の備荒資金組合の今回の取りまとめについては1月の下旬ごろがそういった事業要望の取りまとめ締め切りということで、2月25日に内示は出ていますけれども、備荒資金組合の全体の予算取りまとめ状況によってどれだけ市町村からそういった要望があるのかというようなところに検討の時間がかかって内定ということになっております。そのようなことから、今回は1回限りの申請でありますので、今後また何かを活用するとすると十分事前の調整をしないと当初予算の反映というのが難しいのかなというふうには思います。

それから、備荒資金組合の今の詳細の事業についてはちょっとまだ把握はしておりませんが、ただこういったシステム等、やっぱり防災上にも活用できるというような観点もあるのでしょうかから、そういった事業も組み込んでやられているということでございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 最後の質問になるのですが、つまり備荒資金がまず買って、組合が買って、それを借りるというような感じに今感じられるのですが、どうもそうではないのですよね。まず、さっきの話だと機器を備荒資金が買うのですよね。と言いましたよね、総務部長は。それを今度市が買うのですか。そこをもう一回だけ確認させてください。何か前のリースの、さっきのご答弁でいけば備荒資金が買ったものをまた市が借りるのかなと。現金の、つまり普通だとお金を借りたときは歳入に借りたという形が入ってきますよね、例えば備荒資金で借りたとしていますけれども。今回はそれが無いから、ここはどうなってしまうのかなというふうには思うのです、お金の流れということですが、なるほどなど。では、備荒資金がまずお金を自分の資金を出して買って来て、それを今度月々、年々か月々がわかりませんが、市がお金を出して借りる、最終的には終わったときには市のものになるというような、そんな私はさっきの答弁でいくと思いがあつたのですが、そういう仕組みでもないのかなというふうには思うのですけれど

ども、かと思えばなぜお金を借りてということではない。ストレートに考えれば、備荒資金の資金を一時的に調達する、借りる。それが年0.4%なのだ。その借りたお金で機器を、電算システムを砂川市が買うというなら、すごくわかりやすいのです。でも、何か今の話だとそうでもないようなので、その辺がちょっとわかりづらいなというふうに思っています。

先ほどのプロポーザルという話ありましたけれども、これは今後の機器を買うためのプロポーザルなのか、3月のときに電算システムの機器のリースをするときにやったプロポーザルなのか、ちょっと質問が最後の質問であれですけれども、ほかの議員さんも聞いてもらえると思うので、ちょっとその辺のプロポーザル、どの時点でやったプロポーザルなのかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君 (登壇) 端的に申し上げまして、今総務部長のほうからお話がありましたように通常は機器会社と契約するという形でございます。ただし、機器については会社と要するに調整をして、この機器がいいよというような形になって、備荒資金組合のほうでその機器を買ってもらおうという形になります。それで、それを結局市が年賦で結局買うと、こういう形になります。ただ、単純に結局備荒資金組合から資金を借りるというような形になると、これは起債の許可が必要になってまいりますから、やみ起債という形になってしまいますけれども、備荒資金組合で買っていただいて、これを結局市が年賦で結局買わせていただくと、こういう形になります。備荒資金組合については、一応備荒資金組合の普通納付金、超過納付金という部分があります。普通納付金については、災害時以外については支消できない。使うことができないというような形になっておりますけれども、これはルールに基づいた積み立てですから。ルールに基づかない超過納付というものもありますけれども、これについてはどういう場合でも結局自治体で積み出した、積み上げた部分だけは使えるというような形になっておりますけれども、備荒資金組合も市町村から災害のために結局一時預かっているというような形になりますから、そういう部分ではやはり運用もしなければならぬというような状況になります。この例については、砂川市としては今まで雪寒土木機械の関係についてはちょこちょこ使わせていただいております、この制度。ですから、除雪用ですとか、排雪用のトラック、ブルですとか、ドーザーですとか、そういう部分についてはこの制度を利用して、結局買わせていただいていると。これについて防災の資機材という形の中で、雪寒土木機械、それから消防の車両ですとか、消防の機器、こういう部分については備荒資金組合が活用できると、こういう形になっております。

それと、プロポーザルでございますけれども、プロポーザルについては一応3月の予算時点では結局要するに機器会社といろいろ話している中ではリースという方向、備荒資金

組合の資金が使えるかどうかというのがわからなかったですから、結局機器会社と調整していたという状況がありますけれども、具体的なプロポーザル、これについては要するにハードの部分、それからソフトの部分含めた形の中で、砂川にはそれぞれいろんな結局事務事業行っていますから、それらの結局ソフトの部分でどう結局提案されて、どう砂川市に結局マッチングするかと、こういう状況の中で4月、5月の段階で、結局5月の頭ぐらいいまで結局プロポーザルが終わって、コンピューター選定委員会の中で一応方向づけはされたと、こういう形でございます。ちょっと補足、もし足りなければ総務部長のほうでまた補足いたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 プロポーザルで選定している事業者につきましては、機器の、当然システム機器等のデモンストレーション等、あるいは試験的なものを見まして、それからこの企業でいこうというふうに決めますので、来年以降の維持管理、保守含めてその事業者が行政システムの電算システムの業者になっていくというものであります。今機器を決めるだけのプロポーザルではなくて、維持管理、保守含めていくという業者になるものであります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

予算のとり方としては、業者さんが借りに上がるか、機器購入になるかは当初予算とった段階ではどちらにいくかわからない状況であったと思います。ですから、当初予算は借りに上がる、機器借りに上がる、ファイナンスから資金を借りて買うという予算のとり方であったと思います。備荒資金の内諾は、それとはまた別にありましたけれども、予算編成には間に合わなかったと。4月からプロポーザルをやっている間に、今5社ほどやっていたけれども、その中には借りに上がるのところもありますし、機器を購入するというところもありますから、どちらに決定されていくかはわからないという状況の中でずっと動いてきて、最終的に決まったのは借りに上がるでなくて機器購入というようなところになりましたので、その場合はファイナンスから借りて高い金利を払うよりは備荒資金組合から資金を借りたほうが安く済むというようなことから、財源の手当てを予算の組み替えをして、有利なほうにしていこうということで今動いてきているところであります。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第1号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で日程のすべてを終了いたしました。

これで平成22年第4回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年5月24日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員